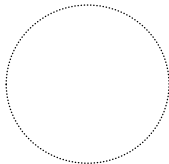


受付



施設名				
児童氏名				
認定番号		1	2	3
児童番号		1	2	3
同一世帯の入所児童児童番号		1	2	3
		1	2	3

※「子どものための教育・保育給付 保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」又は「希望施設等変更申請書」の第1希望～第6希望の欄のいずれかに、期間限定保育の希望を記載した場合、この同意書を提出してください。

(あて先) 保健福祉センター所長

大阪市期間限定保育利用調整申込同意書

保 護 者 ※	現住所	大阪市北区中之島1-3-20 () 方		
	フリガナ氏名	ヨドヤバシ タロウ 淀屋橋 太郎		
	電話 (優先的に使う 連絡先を○で 囲んでください)	目 毛	06 - 6208 - 81xx	
		携帯(父)	080 - 1234 - 56xx	
		携帯(母)	090 - 3456 - 78xx	

※「子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」に記載した保護者の氏名を記載してください

	氏名	性別	年齢	生年月日
期間限定保育の 利用を希望する子ども	(フリガナ) ヨドヤバシ カズミ			
	淀屋橋 一美	男・女	1歳	令和4年11月11日

期間限定保育確認事項

次の事項について確認のうえ、□にレ点をし、日付の記入、署名をしてください。

- 期間限定保育の利用については、最長2年間で、2歳児保育終了後に退所することになります。なお、期間限定保育の実施期間が1年間の施設については、最長1年間で、1歳児保育終了後に退所することになります。
- 3歳児以降（期間限定保育の実施期間が1年間の施設については、2歳児以降）も保育を希望する場合、あらかじめ保育施設・事業の利用申込みが必要になります。
- 期間限定保育で利用した保育所が、3歳児（2歳児）の募集を行っていた場合についても、利用申込者数が、募集数を超える場合については、保育利用調整基準に基づき利用調整を行いますので、期間限定保育で利用した施設を継続して利用できるかどうかは、利用調整の結果によります。なお、期間限定保育の利用者については、利用調整にあたり基本点数からの加点があります。

令和 6 年 〇〇 月 〇〇 日

保護者氏名 淀屋橋 太郎

以上、確認のうえ署名します。